

令和2年度 第3回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時:令和3年3月24日(水)

午後1時30分～3時

場所:Web会議

(ルビノ京都堀川松の間)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)公契約大綱の運用状況について (資料1)

(2)公契約大綱に基づく取組の拡充について (資料2)

(3)その他 (資料3)

4 閉 会

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

令和2年3月11日時点

役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法科大学院教授	
委員	いしづ ともあき 石津 友啓	京都経営者協会専務理事	
	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授	
	たかはた じゆんこ 高畠 淳子	京都産業大学法学部教授	
	つねみね かずこ 常峰 和子	公認会計士	
	みたに しげる 三谷 茂	記者（元京都新聞論説委員）	
	やました のぶこ 山下 信子	弁護士	

任期：令和元年10月13日～令和3年10月12日

（敬称略、委員は五十音順）

公契約大綱の運用状況について

●公契約大綱見直し(R2.7)への対応状況

1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組

(2)適正な工期を設定する取組

(3)施工時期を平準化する取組

<適正な工期の設定・施工時期の平準化>

○測量等業務委託に係る発注見通しの公表 (R2.10～)

○フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領の改正 (R3.2～)

開札日から工事開始期限日までの日数を90日→120日 (フレックス期間の延長により施工時期の平準化等に資する)

○総合評価競争入札(簡易型)における「週休2日促進型」の試行 (R2.10～:16件)

<その他 (価格の適正の確保)>

○法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出及び予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表 (R2.10～)

○社会保険等加入対策の強化 (未加入業者の下請を全面的に禁止) (R2.10～)

1

(6)災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

<災害時等における緊急性に応じた入札方法の活用>

○災害復旧工事等調達環境の変化に応じた予定価格の設定等について検討中 (R2.10～)

※見積活用実績なし

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(3)総合評価競争入札の活用 (既存規定)

○総合評価競争入札(簡易型)における新形式の試行 (R2.10～)

「発注者指定工事評価型」0件(指定工事2件発注)、「受注機会促進型」7件、「企業チャレンジ型」1件

○総合評価競争入札(簡易型)における「若手・女性技術者チャレンジ型」の試行 (R2.10～:3件)

(5)生産性向上の取組

<生産性向上の取組>

○総合評価競争入札(簡易型)におけるICT活用工事促進型の試行 (R2.10～:5件)

○建設現場における遠隔臨場 (ウェアラブル機器等の活用) の試行 (R3.2～)

2

公契約大綱に基づく取組の拡充について

1 委託・役務における総合評価競争入札の適用

●総合評価競争入札とは

仕様に基づく価格競争の要素に加えて、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して成果に相当程度の差異（品質等）を求めるもの

- ・ 地方自治体は、平成11年の地方自治法施行令改正以降適用が可能
- ・ 価格以外の評価項目として、落札者決定基準を定める
- ・ 落札者決定基準を定めようとするときには学識経験者の意見を聞かなければならない

1

留意事項

- ◇ 価格差（逆転）に見合う価値（品質）
- ◇ 価格と価格以外の要素の比率 に対して説明責任を伴う

総合評価の方法

除算方式と加算方式がある

$$\text{除算方式} \quad \text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{加算方式} \quad \text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

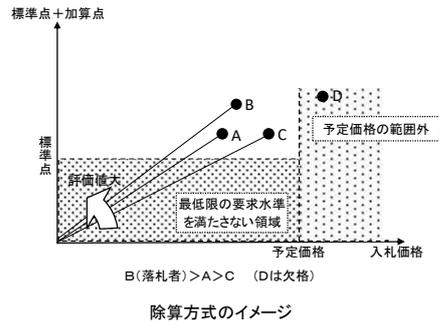
2

除算方式

- 価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格によって除算することにより評価する方式
- 技術評価点は標準点（要件を満たしている場合に与えられる基礎点）及び加算点からなる
- 等評価値線（技術評価点を入札価格で除した値がなす直線）は、原点と各点を結ぶ放射状の直線であり、この傾きが大きいものほど評価値が高い

<特徴>

- 標準点と加算点の割合で技術評価の重みが決まる
- 入札価格が低いほど、評価値に対する価格の影響が大きい



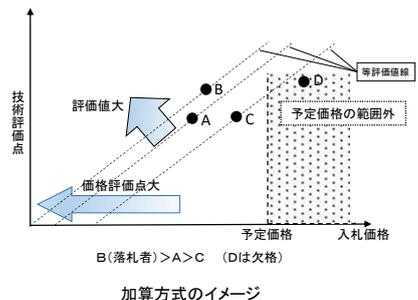
3

加算方式

- 価格以外の要素を数値化した技術評価点と、入札価格を数値化した価格評価点を加算することにより評価する方式
- 一般的に、価格評価点は入札価格が低いほど大きくなるため、等評価値線（技術評価点と価格評価点を加算した値がなす直線）は右上がりの平行線（傾きは入札価格の数値化の方法により決まる）となり、評価値線が左上にあるものほど評価値が高い

<特徴>

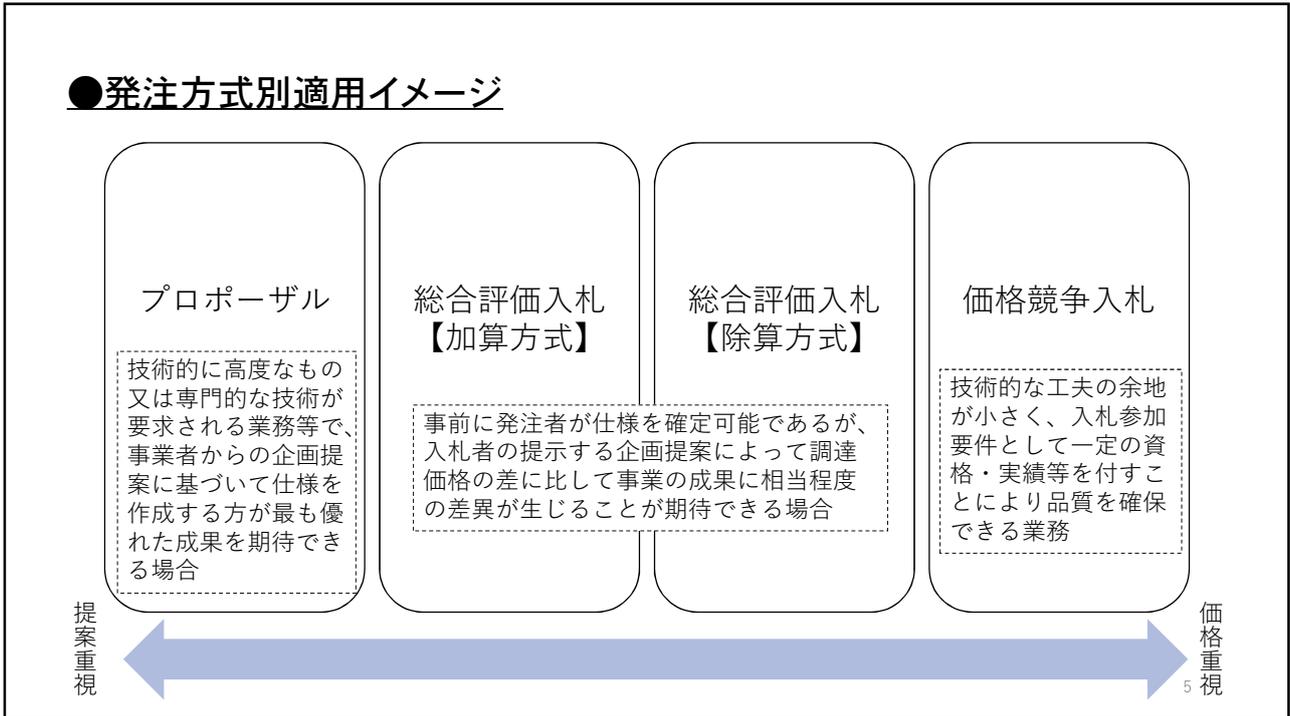
- 技術評価点が評価値に与える影響が大きい（価格より技術評価が優先されやすく、高度な技術力を要求するときに向いている）



4

除算方式に比べ、価格よりも技術力を重視する方式

●発注方式別適用イメージ



●国、都道府県の適用状況

◎ 国の機関が総合評価落札方式に基づく契約を行う場合は、財務大臣との協議（予決令§91-2）が必要となるため、適用は概して限定的だが、反復継続する業務は、包括協議により運用している。

契約類型	包括協議 年次	除算・加算 (価格：価格以外/上原)
I 情報システム等		
1 コンピュータ・電気通信・医療技術製品及びサービス	H7	除算方式
2 上記のうち整備水準によっては国に不利益等のおそれがあるもの	H14	加算（1：1）
3 前記不利益等のおそれプラス5要件を満たすもの	H25	加算（1：3）
II 公共工事	H12	除算方式
III 公共工事の調査・設計	H20	加算（1：3）
IV 調査・研究・広報		
1 調査	H18	加算（1：2）
2 研究開発	H18	加算（1：3）
3 広報	H18	加算（1：2）
V 自動車購入（グリーン購入法）	H20	除算方式
VI 上記以外（物品・役務）	個別協議	

研究開発、調査研究又は広報等の分野においては多数の適用事例があり、平成18年の財務大臣通知により当該分野において、原則として総合評価方式によることとされている。

◎ 都道府県においては、システム開発やPFI事業者選定等単発の業務では比較的多数の適用事例が確認できるが、建設工事系を除いて反復継続する案件での適用事例は庁舎清掃等ごく一部であり比較的小さい（京都府は建設工事のみ）。

●総合評価競争入札のメリット・デメリット

メリット

- ・技術力に勝る参加者が落札できることで品質確保につながる
- ・価格面の競争性も一定期待できる

デメリット

- ・価格以外の要素の評価や学識経験者の意見聴取等、事務負担が増える
- ・導入する分野毎に学識経験者(専門家)からの意見聴取が必要
- ・毎回入札参加資格の審査が必要 (反復継続案件でない場合)

7

●今後の検討課題

- 総合評価競争入札適用対象の選定
 - ・公募型プロポーザル方式からの移行 (既存業務からの仕様の作成等)
 - ・国、他の都道府県の状況 等
- 学識経験者からの意見聴取
 - ・落札者決定基準を定める際の意見聴取は法定義務
 - ・統一的視点と多様な業務への対応の両立 等
- 制度設計
 - ・除算方式/加算方式
 - ・評価項目、配点 等

8

2 印刷業務における最低制限価格の導入

●最低制限価格とは

工事又は製造その他についての請負に係る入札について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設定し、当該価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内において最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- ・最低の価格をもって入札した者を落札者とする原則の例外扱い
- ・最低制限価格を設ける場合は、未満での入札は失格とする旨を公告等で示す必要あり

●契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるとき

- ▶競争入札は、仕様で求めた品質が確保される前提で価格競争を行うもの
- ▶「契約の内容に適合した履行」＝「仕様に適合したもの」を前提とするが、ある一定水準を下回る金額での履行には様々な不当要素の包含が懸念される

1

●京都府における最低制限価格の導入状況

◇建設工事

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.55+消費税 <75%~92%> S62~

◇測量等業務委託

直接測量費×1.00+測量調査費×1.00+諸経費×0.48+消費税 <60%~82%> (測量業務) H26~

◇作業員等の時間拘束を伴う業務委託

直接人件費×0.97+直接物品費×0.97+業務管理費×0.90+一般管理費×0.55+消費税 H26~

2

●印刷業務における最低制限価格導入の検討

業界要望等

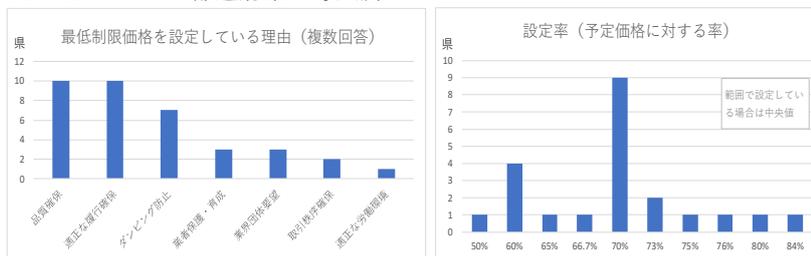
(京都府印刷工業組合からの要望事項)

適正な積算による予定価格の作成と、製造物請負契約のもと低価格競争防止策の導入 (一部加工)

過度の低価格入札は、受注者の健全な企業経営を低下させるだけでなく、従業員の労働条件を悪化させることにもつながる。中小印刷会社の健全な育成のためにも、中小企業に関する国等の契約の基本方針に示されている「最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする」を遵守いただき、「最低制限価格制度」等を導入いただきたい。

都道府県の状況

各都道府県においては、令和2年8月に奈良県が実施した全国調査を基に、各都道府県の状況を電話ヒアリング … 25都道府県が導入済



3

●今後の検討課題

- 最低制限価格の設定基準
 - ・ 落札 (契約) 実績
 - ・ 積算ソフト 等
- 導入の効果
 - ・ 公正な競争環境の確保
 - ・ 適正価格での契約による品質の確保 等

4